

令和4年（健）第1082号

令和5年8月31日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の各原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の各原処分を取り消し、令和4年1月1日改正前の健康保険法（以下「旧健保法」という。）による傷病手当金（以下、単に「傷病手当金」という。）の支給を求めるということである。

第2 事案の概要（本件再審査請求に至る経緯）

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、うつ状態（以下「既決傷病」という。）の療養のため労務に服することができなかったとして、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間について、○○健康保険組合（以下「保険者組合」という。）から、傷病手当金の支給を受けていた。
- 2 請求人は、うつ病（以下「本件傷病」という。）の療養のため労務に服することができなかったとして、令和○年○月○日から同年○月○日までの期間（以下「請求期間A」という。）については同年○月○日（受付）、同年○月○日から同年○月○日までの期間（以下「請求期間B」という。）については同年○月○日（受付）、同年○月○日から同月○日までの期間（以下「請求期間C」という。）なお、請求期間A及び請求期間Bと併せて「本件請求期間」という。）については同年○月○日（受付）、いずれも保険者組合に対し、傷病手当金の支給を請求した。
- 3 保険者組合は、本件請求期間のうち、請求期間Aについては令和○年○月○日

付けで、請求期間Bについては同月○日付けで、請求期間Cについては同年○月○日付けで、いずれも請求人に対し、「過去に同一病名及び関連病名で傷病手当金を受給しており、同一病名・関連病名での継続した治療が行われていると判断し、法定期間（1年6ヶ月）を超えた請求であるため。」との理由により、傷病手当金を支給しない旨の処分（以下「各原処分」という。）をした。

- 4 請求人は、各原処分を不服とし、標記の社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨（略）

理由

第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、旧健保法第99条において被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると規定されており、傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとして規定されている。
- 2 本件の場合、保険者組合が前記「事実」欄第2の3記載の理由で行った各原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件傷病が既決傷病と同一の疾病又はこれにより発した疾病であり、本件請求期間に係る請求が法定給付期間を超えた請求であると認められるかどうかということであるが、その前提として、請求人が主張するいわゆる「社会的治癒」が認められるかどうか問題となる。

第2 審査資料

（略）

第3 事実の認定及び判断

1 「略」

2 本件の問題点を検討し、判断する。

(1) まず、請求人の本件傷病と既往傷病とが同一の疾病またはこれにより発した疾病であるか否かにつき検討するに、上記各資料によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、既往傷病（うつ状態）により傷病手当金を受給していること、この間、医療機関（平成〇年〇月から平成〇年〇月に、a病院・平成〇年〇月にb病院、平成〇年〇月以降にc病院）にて、本件傷病名と同一の「うつ病」にて治療を受け、その後も本件請求期間を含む令和〇年〇月までの間、同一傷病名にて継続して治療を受け、うつ病薬が処方されていたことが認められることからすると、本件傷病と既往傷病は医学的には同じものであると考えられる。

(2) 次に、請求人の本件請求期間と既往支給期間の間（平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日）に社会的治癒といえる期間が存在するかどうかにつき検討する。

傷病手当金の運用における「社会的治癒」とは、既に傷病手当金が支給されている傷病の症状が臨床的になくなり、あるいは安定した状態に固定し、かつ、このような状態が相当期間継続し、その間、一般の人と同様の労務に服することができた場合には、当該傷病が治癒したとみる考え方であり、社会保険の運用上、この社会的治癒が認められるときは、その傷病の症状が後に再燃し、医学的には治癒と認められない場合であっても、症状再燃後の傷病を新たな傷病が発病したものとして取り扱うことが許されるとしており、当審査会もこれを是認しているところである。

そこで、請求人が職場復帰した平成〇年〇月から令和〇年〇月までの期間（以下「検討期間」という。）について、社会的治癒と認めることができる期間

が存したかどうかを検討する。

ア 資料によると、請求人は、検討期間において、令和〇年〇月及び同年〇月を除き、毎月1日又は2日間（令和〇年〇月のみ3日間）c病院を受診し、通院精神療法と投薬が処方されていること、資料によると、この間うつ病薬であるスルピリド錠が毎月処方されていることが認められるが、加えて、調剤報酬明細書から確認できる、請求人が継続的に受けていたとされる薬物療法については、保険調剤における用法・用量の下限レベルであることがうかがえ、資料によると、c病院のA医師は、請求人に処方された通院精神療法及び投薬につき、予防的医療を目的であったことを明確に否定はしていないことからすると、検討期間中の上記通院精神療法や投薬は予防的医療を目的とするものであったと考えても矛盾はない。

イ また、資料によると、請求人は、検討期間に「放射線科 科内業務全般」、「健康管理センター 胸部レントゲン撮影業務・健診書類の作成発送業務」の業務に従事し、その間の勤務状況は、平成〇年〇月から同年〇月までは月に4日間、5日間又は7日間の欠勤はあるものの、平成〇年〇月以降は、令和〇年〇月の欠勤1日及び有給休暇を除いては通常勤務をしていたことがうかがえる。

そうすると、検討期間中の少なくとも平成〇年〇月から令和〇年〇月までの間は、請求人の意向に沿い夜間業務の免除やストレスの少ない業務等に勤務制限があったことはうかがえるものの、約〇年間に渡り、一般人と同様に勤務を行っていたと認めるのが相当であり、また、その後に症状の再燃に至ったものと認めるのが相当である。

(3) 以上によれば、請求人が復職した後の平成〇年〇月から令和〇年〇月まで

の期間は、社会的治癒と認められる状態にあったものというべきであり、本件傷病は、既決傷病と同一の疾病ではなく新たな傷病が発病したと認めるのが相当である。

- 3 したがって、本件傷病が既決傷病と同一の疾病であるとして、本件請求期間に係る傷病手当金につき、法定給付期間を超えた期間に係るものであることを理由に支給しないとした各原処分は相当とはいえない。

よって、各原処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。